

機関計画検査における機関等の開放検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

機関計画検査における機関等の開放検査に関する事項

改正理由

- (1) 機関計画検査に関する現行規定においては、主推進用ディーゼル機関の主軸装置等について、近年における信頼の向上、国際安全管理コード（ISM コード）に従った適切な保守管理の徹底及び損傷率を考慮して、機関長による自主開放点検を検査員立会による開放検査として認めている。

今般、中間軸、スラスト軸及び当該軸受並びに空気槽等においても、上記と同様に取扱うことができると考えられるため、当該部品等の機器についても使用状態及び保守管理状態の確認を条件に、機関長による自主開放点検が認められるよう関連規定を改めた。

- (2) 高速船の機関計画検査に関する規則においては、高速船特有の要件を除いて一般的な要件は鋼船規則 B 編に準拠して規定されているが、高速船の機関計画検査の要件において、一部鋼船規則 B 編との規定の不整合が生じている。

今般、鋼船規則 B 編との不整合を解消するために関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 中間軸、スラスト軸及び当該軸受並びに空気槽の機関計画検査について、機関長による自主開放点検が認められるよう改めた。
- (2) 高速船における主機として用いられるディーゼル機関のクランク軸、主軸受、クランクピン軸受、クランクピンボルト並びにカム軸及び同駆動装置の機関計画検査について、機関長による自主開放点検が認められるよう改めた。
- (3) 高速船の機関継続検査の対象機器として、燃料油冷却器を追加した。